

理容所・美容所開設届について

高松市保健所生活衛生課 環境衛生係
 〒760-0074 高松市桜町1丁目10-27
 TEL 087-839-2865/FAX 087-839-2879

開設届は黒のボールペン等消えないものではっきりと記入し、申請に必要な書類等を添えて、営業開始予定日の2週間前までに提出してください。

届出受理後、開設前に施設の確認検査を行います。特に不備が認められない場合、確認検査から概ね1週間程度で開設確認証を交付します。

開設確認の翌月には、「オープンデータたかまつ」に施設名、施設所在地、開設者氏名、開設者住所（法人のみ）、開設確認番号、確認年月日を掲載いたしますので御了承ください。

【届出に必要な書類等】

- ①手数料 16,000円（現金） ※受領した手数料は返還できません。
- ②理容所・美容所開設届
- ③施設の構造及び設備の概要を明らかにする図面 ※裏面【構造設備を明らかにする図面の書き方】参照
- ④施設付近の見取図（同一フロア内に他の施設がある場合、フロア内での位置を示すこと。）
- ⑤理容師・美容師免許証（写し）（従事する理・美容師全員）
- ⑥医師の診断書（結核、皮膚疾患、その他伝染性疾患に罹患していない旨 従事する理・美容師全員）
 （従事する理容師・美容師が2名以上いる場合）
- ⑦管理理容師・管理美容師修了証（写し）
 （届出者が法人である場合）
- ⑧登記事項証明書（原本）
 （届出者が外国人である場合）
- ⑨住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

【開設届の記載方法】

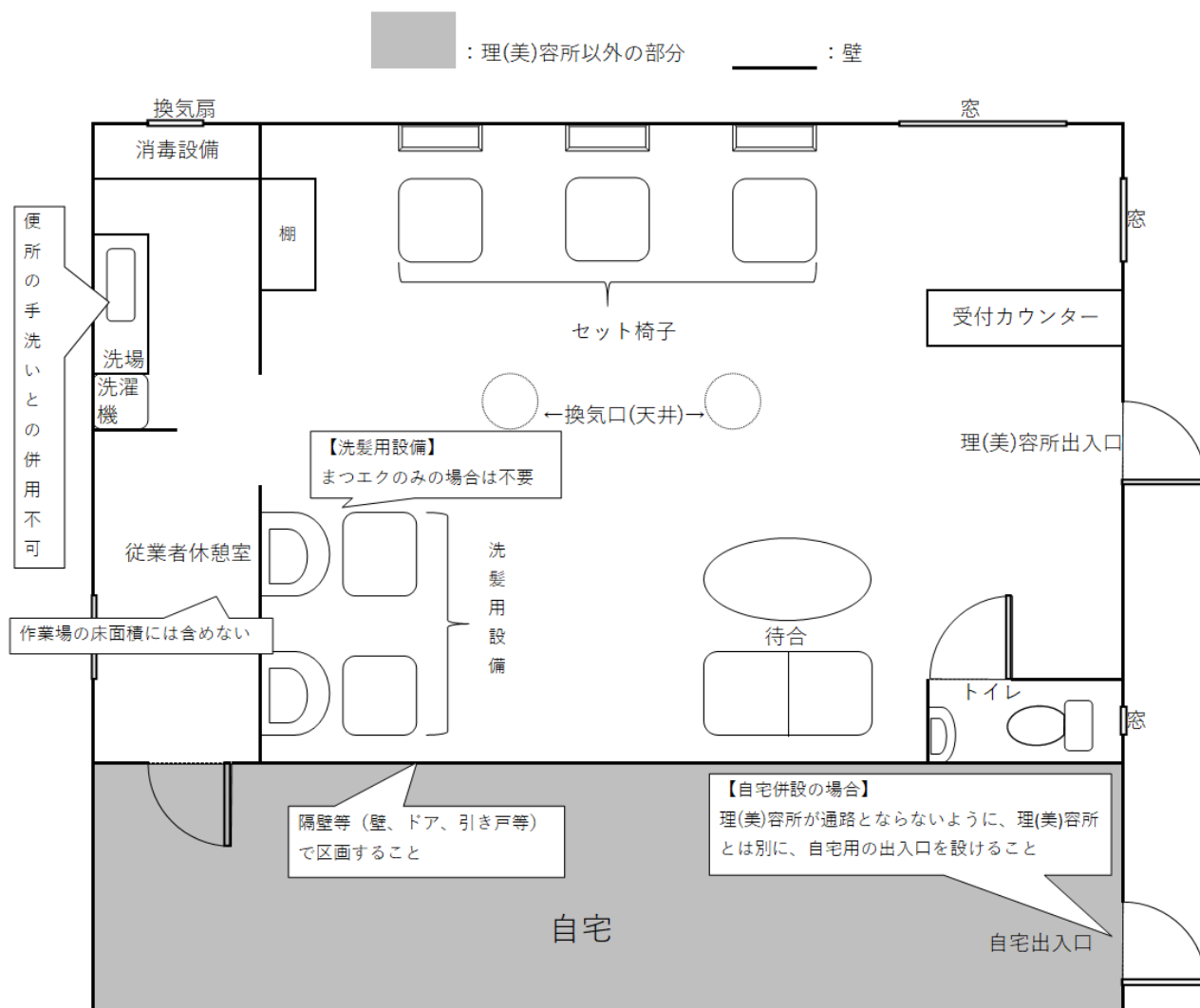
記 載 欄		記 載 方 法 等	
1	開設者（届出者） 住所・氏名	個人の場合は住民票のとおり記入すること。 法人の場合は登記事項証明書のとおり法人名、所在地、代表者名を記入すること。	
2	理容所・美容所の 所在地	住居表示に基づき住居番号まで記入すること。また、ビルの場合は、ビル名と階数を記入すること。	
3	管理理・美容師	従事する理・美容師が2名以上の場合、記入すること。	
4	従業者	管理理・美容師を除く、全ての従業者（理・美容師及び補助者）を記入すること。	
5	構 造 設 備	①作業場の床面積（施術を行う場所）	セット椅子2台までは9.9㎡以上、セット椅子が1台増えるごとに3.3㎡を加えた広さ以上とすること（内法で算定）。便所、休憩室等は面積から除く。
		②理・美容用椅子の数	まつ毛エクステ等の施術ベッドもセット椅子数に含めること。
		③作業場以外との区画	他施設（居室等）とは壁、ドア、引き戸等で区画すること。
		④洗い場の流水装置	器具等を洗浄するための流水装置を設置すること。便所手洗い設備との兼用不可
		⑤洗髪のための流水式の設備	洗髪のための流水装置を設置すること。 ただし、頭髮に係る作業を行わない場合はこの限りでない。
		⑥頭髮に係る作業	無い場合は、営業形態を記入すること。
		⑦床・腰板の材質	コンクリート、タイル、リノリューム、板等の不浸透性材料とすること。
		⑧採光及び照明	直接作業を行う作業面の照度は100ルクス以上とすること。
		⑨汚物箱・毛髪箱	汚物箱及び毛髪箱は、蓋付きのものを各1個以上用意すること。

（3ページ目へ続く）

6	消毒設備	① 消毒器等の種類及び数 理・美容師法施行規則第25条に規定された消毒方法で行うこと。 (消毒方法及び消毒薬については、【消毒方法について】を参照)
	② 器具等収納容器(消毒済・未消毒)	未消毒器具、消毒済器具を区分して保管できる容器で、それぞれ未消毒・消毒済と明記すること。
7	同一場所での理容所・美容所の開設	施術する従業員全員が、理容師及び美容師の両方の資格を有している場合、同一場所で理容所と美容所を重複して開設することができます。 重複開設する場合は、有に○を記入し、同時開設する理容(美容)所名称及び開設(確認又は予定)年月日を記入すること。 重複開設しない場合は、無に○を記入すること。

【構造及び設備を明らかにする図面の書き方】

- ・ビルのテナントや、住宅の一画などの場合は、他の営業施設や住居部分との区画を明確に記載してください。
 - ・セット椅子、洗い場などの配置を記載してください。
 - ・可能であれば理(美)容を行う場所などの寸法(床部分の内寸)を測定して記載してください。
- (以下記入例：自宅の一部を理(美)容所として利用する場合)



【消毒方法について】

理容師法第9条第2号・美容師法第8条第2号により、皮膚に触れる布片は、お客様ごとに取り換え、皮膚に接する器具（クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそり、その他の皮膚に直接接触して用いられる器具）は、お客様1人ごとに消毒するよう定められています。

理・美容師法施行規則第25条により定められている消毒方法は、以下のとおりです。

1 かみそり（カット専用を除く。）、血液が付着しているもの又はその疑いのあるもの

消毒方法	濃度等	時間
煮沸消毒	—	沸騰後2分間以上
エタノール水溶液	76.9～81.4%	10分間以上浸す
次亜塩素酸ナトリウム	0.1%以上	10分間以上浸す

2 1以外の器具

消毒方法	濃度等	時間
紫外線消毒	1cm ² 当たり 85マイクロワット以上	20分間以上の照射
煮沸消毒	—	沸騰後2分以上
蒸気消毒	80℃以上	10分間以上
エタノール水溶液	76.9～81.4%	10分間以上浸す 綿・ガーゼに含ませて表面を拭く
次亜塩素酸ナトリウム	0.01%以上	10分以上浸す
逆性石けん	0.1%以上	10分以上浸す
グルコン酸クオールヘキシジン	0.05%以上	10分以上浸す
両性界面活性剤	0.1%以上	10分以上浸す

理容師・美容師の免許、管理理・美容師の修了証について

免許（新規、名簿訂正・書換え、再交付等）、管理理・美容師（講習会受講、修了証の書換え、再交付等）に係る申請は、「公益財団法人理容師美容師試験研修センター」となります。

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

〒135-8507 東京都江東区有明3-27-6 有明フロンティアビルB棟9F

電話：【講習会受講について】03-5579-0911

【免許関係について】03-5579-6878

HP：<http://www.rbc.or.jp>